



令和5年6月1日

National Center for Global Health and Medicine

国立研究開発法人 国立国際医療研究センター

NCGM におかかりの患者さん 及び NCGM への入職をお考えの方々へ

私ども国立国際医療研究センター（NCGM）と国立感染症研究所との統合について、政府が今国会に提出した「国立健康危機管理研究機構法案」(※1)が、昨日の参議院本会議で可決・成立いたしましたので、お知らせします。

今回の組織統合は、新型コロナウイルス感染症への対応の経験を踏まえ、今後も発生するであろう、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症への対応力を強化することを、その主たる目的とするものです。

そうしたことから、NCGM におかかりの患者さんの中には、感染症以外のさまざまな疾患について、NCGM でこれまで受けてきた医療が組織統合後も受けられるのかと心配されていた方もおられると思います。NCGM への入職をお考えになっている皆様の中には、NCGM に関心を持ちつつも、組織統合によって NCGM が今後どのような組織に変わっていくのかといった心配をされていた方もおられると思います。

そうした方々に向けては、統合後の国立健康危機管理研究機構においても、現在 NCGM で実施している多岐にわたる医療や研究は、感染症に関するものも、そうでないものも、基本的に全て着実に行うことが求められているという点を強調しておきたいと思います。この点については法案審議の過程で、厚生労働大臣の御答弁(※2)においても、参議院厚生労働委員会が法案の採決の際に行った附帯決議(※3)においても確認されているところです。

したがいまして、統合によって創設される国立健康危機管理研究機構は、これまでの NCGM と同様、感染症をはじめ多岐にわたる分野について、医療従事者・研究者がその専門性を十分発揮できる場であり続けますし、我々の病院は、最先端の医療を担う総合病院として進化し続けながら、日本全体の健康危機管理、そして国際貢献にも重要な役割を担う病院として、レベルアップしていくものと考えています。

NCGM におかかりの患者さんには、これまで通り安心して医療を受けていただきたいと思いますし、さまざまな分野での活躍を希望する医療従事者・研究者の皆様には、NCGM 及び統合後の国立健康危機管理研究機構の門戸を叩いていただけることを期待しております。

国立国際医療研究センター理事長 國土 典宏

(※ 1) 法案の概略については、以下の政府のウェブサイトをご参照いただければと思います。統合の時期については、法案上は「公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日」となっていますが、令和 7 年 4 月が想定されているものと現時点では理解しています。<https://www.mhlw.go.jp/content/001070396.pdf>

(※ 2) 法案審議の過程で、厚生労働大臣が概ね以下のとおり答弁されています。

「国立国際医療研究センターでは、現在、国の医療政策として実施すべき医療として、エイズ、肝炎等に関する医療等について全国均てん化、国際医療協力の拠点となるように、また一部の高度先進医療や難病ゲノム医療の研究開発などを行い、他のナショナルセンターが十分にカバーできない医療を担っております。今、国立国際医療研究センターが担っている医療が国立健康危機管理研究機構においても着実に実施できるように、機構の業務範囲については、現在、国立国際医療研究センターが行っている業務を全て引き継げるように規定をしているところであります。また、国立国際医療研究センターがこれまで担ってきた医療に関する責任をこれからも変わらずしっかりと果たしていけるように、厚労省としても対応していきたいと考えております。」

(※ 3) 参議院厚生労働委員会は法案の採決の後、附帯決議を行っており、そこには以下の内容が含まれています（附帯決議というのは、法案を採決するに際して立法府としての意思を示すものであり、政府はこれを尊重することが求められます）。

二、現に国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターが行っている業務が機構設立後も確実に行われるよう措置するとともに、機構の研究開発能力の向上及び人材確保に資するために、必要な予算を確保すること。また、両機関の職員の待遇が統合に伴って低下することがないように取り組むこと。